

特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパン

Second Harvest Japan (2HJ)

在宅勤務規定

(目的)

第1条 この規定は、通勤時間を節約し業務の効率化を図ることにより企業人としての生活と、家庭人、個人としての生活のゆとりある両立を目指し、一層の勤労意欲向上に資するため、在宅で業務を遂行する者の勤務について定める。

(適用)

第2条 この規定は、次の条件を満たすものに適用する。

- (1) 自宅にパソコンを所有し、必要な時に情報の送受信ができる者
- (2) 所属長の承認を得た者
- (3) 管理部門は所属長とする

(手続き)

第3条 在宅勤務を希望する者は所属長の許可のもと、雇用契約書の変更をする。

- 2) 期間は各々雇用契約書に定めるものとする
- 3) 指定期間については、通勤費は支給しないものとする

(情報管理及び責任者)

第4条 在宅勤務者は、当団体の就業規則に従い、会社の機密情報及び個人データの取り扱いに十分留意しなければならない。

- 2 在宅勤務者の扱う個人データ管理の統括は所属長とする。

(勤務時間など)

第5条 1日の勤務時間は就業規則所定の労働時間を勤務したものとみなす。

- 2 休憩時間については前項に準じ、所定の休憩をとったものとみなす。

(休日、休暇)

第6条 休日・休暇については、就業規則の定めるところによる。

(就業場所)

第7条 就業場所は原則として自宅とする。ただし別途指示があった場合、又は業務の都合で自宅以外の場所が就業場所となるときは、所属長に事前承認を得、第8条第2項に定める毎月の「業務日誌」により報告するものとする。

(報告)

第8条 在宅勤務者は、次の方法により自己の業務の進捗状況等を当団体に報告しなければならない。

- 2) 毎月「業務日誌」(Job Reportと呼ぶ。2HJのシェアドライブ、Office General->Personnelに有り)により毎日の業務の報告を当月末までに報告をしなければならない
- 3) 報告はEメールに依るものとする

- ① 業務日誌、他、電子メールに依ることを求められた報告等
 - ② 傷病による休暇申請、週末勤務の報告など
尚、急を要する事項などは電話報告でも可とする。
- 2 前項にかかわらず、別途様式の指定を受けた業務については、その指定に従って報告するものとする。

(出社命令)

第9条 当団体は、業務の必要が生じた場合は、在宅勤務者に出社を命ずることがある。この場合の交通費は実費を負担する。

(給与)

第10条 在宅勤務者の給与については、就業規則に定めるところによる。

2 在宅勤務期間中の通勤交通費は支給しない。ただし、前条の規定により出社した場合の通勤交通費は実費支給する。

(費用の負担)

第11条 在宅勤務に伴って発生する光熱費、通信費などの費用は在宅勤務者本人の負担とする。

2 前項にかかわらず、指令により自宅外勤務が生じた場合の交通費その他当団体が認められた費用については、当団体の負担とし、当団体の定めた経費精算書により精算する。また、この費用の詳細については業務日誌にて所属長に報告する。

(安全衛生)

第12条 当団体は在宅勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

2 在宅勤務者は、安全衛生に関する法令、団体からの通達等を遵守し、労働災害の防止に努めなければならない。

(その他)

第13条 この規定に定めのない事項については、就業規則を準用する。

(復帰)

第14条 在宅勤務者が次の各号の一に該当した時は、通常の勤務形態に復帰するものとする。

- 1) 指定期間が満了した時
- 2) 指定期間満了前に本人の申請が有り当団体が認めたとき
- 3) 当団体から通常勤務への復帰命令がなされたとき

付則

本規則は、平成 年 月 日から適用する。